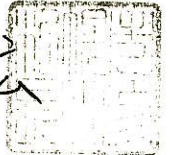


札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第30号

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「、宿日直手当」を削り、同条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。
- (2) 第14条中「限る」の次に「。次条において同じ」を加え、同条後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、市長が別に定めるもののほか、一般職員の例による。

- (3) 第19条を次のように改める。

第19条 削除

- (4) 第20条第1項中「当該日数」を「当該1月の日数」に改める。
- (5) 附則に次の1条を加える。

（令和5年度における通勤について支給する通勤手当に関する特例措置）

第9条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の通勤について支給する通勤手当（令和5年4月1日から同年11月30日までの間の通勤について支給する通勤手当にあっては、同年12月1日においてこの条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職する者及び当該期間内にこの条例の適用を受ける会計年度任用職員であった者であって、同日におい

て札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）又は札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職する者に係るものに限る。）に係る第13条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第25条の3第2号の規定の適用については、同号ア中「2,400円」とあるのは「2,900円」と、同号イ中「4,600円」とあるのは「5,100円」と、同号ウ中「7,500円」とあるのは「8,000円」と、同号エ中「10,400円」とあるのは「10,900円」と、同号オ中「13,300円」とあるのは「13,800円」と、同号カ中「16,200円」とあるのは「16,700円」と、同号キ中「19,100円」とあるのは「19,600円」と、同号ク中「22,000円」とあるのは「22,500円」と、同号ケ中「24,800円」とあるのは「25,300円」と、同号コ中「26,600円」とあるのは「27,100円」と、同号サ中「28,400円」とあるのは「28,900円」と、同号シ中「30,200円」とあるのは「30,700円」と、同号ス中「32,000円」とあるのは「32,500円」とする。この場合においては、第13条第1項の規定にかかわらず、給与条例附則第18項の規定の例によらないものとする。

(6) 別表1から別表3までを次のように改める。

別表1

会計年度任用職員事務補助職給料表

号俸	給料月額
	円
1	163,600
2	168,400
3	173,500

備考 この表は、市長が別に定める事務補助の業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

別表 2

会計年度任用職員標準職給料表

号俸	給料月額
	円
1	193,400
2	198,800
3	204,000
4	209,300
5	214,500
6	219,500
7	224,700
8	230,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表 3

会計年度任用職員専門職給料表

号俸	給料月額
	円
1	238,100
2	243,700
3	249,300
4	255,300
5	261,700
6	268,300
7	274,700

8	281,000
---	---------

備考 この表は、市長が別に定める専門性の高い業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項の改正規定(「、宿日直手当」を削る部分に限る。)並びに第19条及び第20条第1項の改正規定並びに附則第3条中札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)第7条第2項の改正規定(「会計年度任用職員に限る」の次に「。第4項において同じ」を加える部分を除く。) 公布の日

(2) 附則に1条を加える改正規定(附則第9条前段に係る部分に限る。) 令和5年12月21日

(3) 附則に1条を加える改正規定(前号に掲げる部分を除く。) 札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第28号)の施行の日

2 改正後の札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「改正後の会計年度給与条例」という。)附則第9条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、改正前の札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例」を「前項の規定にかかわらず、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例」に改め、「会計年度任用職員に限る」の次に「。第4項において同じ」を、「期間(」の次に「前項の規定により人事委員会が定める期間に相当する期間を

含み、」を加え、同条第3項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員給与条例第14条の2の規定に基づき一般職員の例により支給する場合の勤勉手当に係る基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(会計年度任用職員として勤務した期間に限る。)がある者には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。